

流山市国民健康保険運営協議会（第4回）会議録

- 1 日 時 平成23年2月3日（木）午後1時15分～
- 2 場 所 流山市ケアセンター 4階 第2研修室
- 3 招集日 平成23年1月7日
- 4 出席委員
武笠 高士、沖山 修、吉田 常勝、鶴田 安房、椎名 和彦、
板津 邦彦、鈴木 孝夫、松本 ユミ、紅谷 幸夫
- 5 欠席委員
横田 勝正、寺田 伸一、中山 文男、川名 健一
- 6 事務局
倉田市民生活部長、福島国保年金課長、宮本国保年金課長補佐、
内国保賦課給付係長
- 7 傍聴者
1名
- 8 議題
(1) 流山市国民健康保険事業の健全運営に関する諮問について
(2) 平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算について
(3) その他
- 9 配付資料
(1) 平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算説明資料
(2) 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表
(3) 諮問書（写）
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時12分

議事内容

（事務局）ただいまから、平成22年度第4回流山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

（会 長）皆様お忙しいところありがとうございます。私も社労士の仕事をしておりますので医療制度については関心があるわけなのですが、後期高齢者医療制度についても国保に移行するということですが、2013年度予定のところ1年程度伸びるだろうと云われており

ます。そのことで思い出したのですが新聞記事に75歳以上の方の医療費が全国平均で年間85万2千円だそうです。75歳未満の方が18万2千円ということで、高齢者の医療費は4.7倍だそうですね。そういう方々が将来国保に移行してくるということですが、国保と75歳以上の方々の医療費が一番高い県は福岡県で52万円だそうです。そして、一番低い県が我が千葉県で37万6千円ということでした。そんな記事が目にとまりました。今日もどうぞ忌憚のないご意見等をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局) 続きまして、事務局からあいさつ申し上げます。

(事務局) 委員の皆様には、月初めのお忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。今回、流山市国民健康保険事業の健全運営について諮問させていただきます。1番目として、出産育児一時金の経過措置を廃止し、恒久的な制度にすることについてと、2番目は最高限度額の引上げについてであります。また、前回ご審議をいただきました平成23年度予算案について予算査定の経緯等を報告させていただきます。本日は、皆様の忌憚のないご意見をお聞かせいただければあり難いと存じておりますのでよろしくお願いいたします。

(事務局) 協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。松本会長よろしくお願いいたします。

(議長) これより議事に入ります。ただいまの出席委員は、9名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

(議長) 次に、傍聴したい旨の申入れがあり、議長において、これを許可しましたので、ご了承願います。

(議長) それでは、会議次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。市長より流山市国民健康保険事業の健全運営に関する諮問を受けております。

(事務局) それでは、市長に代わりまして諮問書を読み上げさせてい

ただきます。流山市国民健康保険事業の健全運営について、諮問。少子化対策の一環として平成21年10月1日から平成23年3月31日まで出産育児一時金を38万円から4万円引上げ42万円とする経過措置を講じてきたところです。経過措置が終了する平成23年度以降においても出産時の経済的負担の軽減を図ることを目的に、出産育児一時金の支給額を42万円とし、本市が掲げる「子育てにやさしい街づくり」の実現に寄与するものと考えております。また、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額につきまして医療分現行50万円を1万円引上げ51万円とし、支援分現行13万円を1万円引上げ14万円とし、介護分現行10万円を2万円引上げ12万円とする見直しをいたしたく、貴協議会のご意見を求めるため諮問いたします。

（議長）只今、部長に、市長に代わってこの諮問書を読み上げてもらったわけですが、この諮問書の内容についてももう少し詳しい説明を事務局の方からお願いいたします。

（事務局）それでは諮問内容について説明させていただきます。まずお手元に配布させていただきました資料に沿って説明させていただきます。国民健康保険法第58条、保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。となっております。流山市では、経過措置といたしまして出産育児一時金、38万円を42万円として支給してまいりました。これを恒久的措置として今後も引き続き42万円の支給をしたいということです。次の資料で、厚生労働省保健局国民健康保険課長通知、「平成23年度国民健康保険の予算編成に当たっての留意事項について」をご覧ください。4番ですが、国民健康保険条例参考例第8条第1項及び国民健康保険組合規約例第11条第1項に規定する出産一時金の額を35万円から39万円に改正することとあり、開始時期は平成23年4月からとあります。そこに35万円から39万円に引き上げるとありますが、産科医療補償制度の加入保険料3万円が加算されますので、38万円から42万円に引き上げることになります。全国の国保が引き上げますので流山市もこれに沿いまして条例を改正させていただきます。もう一点が2番に示されております。国民健康保険料の基礎賦課額に係る

賦課限度額を50万円から51万円とし、後期高齢者支援金等賦課限度額を13万円から14万円とし、介護納付金課税額の限度額を10万円から12万円とすることとあり、開始時期は平成23年4月からとなっております。このことにつきましては、引き上げを見込んだ額で予算を編成してありますので皆様のご理解をいただきたいと思いますと考えております。それから、ここでは直接関係ございませんが、1番の70歳以上75歳未満被保険者の一部負担の1割から2割への見直しについて、平成22年度に引き続き、平成23年4月から24年3月まで1年間凍結を延長することがあります。これにつきましては国の負担となっておりますので市の予算の変更はありません。以上でございます。

(議長) 有り難うございます。只今、説明がありましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

(委員) 質問ではありませんが出産育児一時金の引上げについては妥当だと思います。聞くところによりますと出産費用はかなり高額になっているのですね。60万円を超えるところもあり、一時金を当てたとしても足りないところがあるようです。

(議長) この引き上げについては妥当であろうということですね。

(委員) 前にも議論されたことがあるのですが、出産育児一時金の支給は、被保険者ですか、医療機関に直接払いですか。確か選択制だと聞いたのですが。

(事務局) 基本的に医療機関に支払うことになっておりますが、一部の医療機関に体制が整っていないというところもありまして、被保険者が医療機関に払う場合があると聞いております。

(委員) 流山市でも本人に支払った事例があるのですか。

(事務局) 3名あります。

(委員) 流山市に転入したばかりで出産した場合は該当するのですか。

(事務局) 流山市国民健康保険の被保険者であればだれでも該当します。

(委員) 医療機関や出産設備によっても費用は異なるようですね。

(事務局) 出産の経費は全国平均で47万円となっております。

(委員) 参考に、海外出産はどのようなのでしょうか。

(事務局) 流山市では事例はありません。そういう場合は医療機関には支払えませんが、申請により本人に支払うことになります。

(議長) 諮問につきましてはもう一つ、賦課限度額の変更がありましたかどうか。

(委員) そのことにつきましては前々回から議論しており、全員了解しております。

(議長) ないようでしたら、先日NHKで国民健康保険制度50周年ということで差押えの放送をしておりましたが、どこの市でしたか。

(委員) 佐世保市でした。

(議長) 流山市はまだ徴収率がよいので差押えはしていないと思いますが。

(事務局) 差押えの紙は張っておりませんが、差押えはしております。国民健康保険料は時効まで2年と短いために、時効延長の意味でも差押えをしております。

(議長) 質問よろしいですか。ちなみに差押えはどこの市町村でも行っているのでしょうか。

(事務局) 大半の市町村で実施していると思いますが、流山市では松

戸市、船橋市にならい、債権回収対策室を立ち上げまして差押えを実施しております。差押えは納付者との公平性を保つためにも必要と考えます。

（議長）テレビで放映されるとセンセーショナルなのですが、家財道具まで差押えてはいませんか。

（事務局）家具に差押えの紙を張るようなことは、近隣市でも行っておりません。預金があるのに払わない等の場合に、預金を差し押さえております。

（委員）差押えについて子供の学資を貯めている預金を差し押さえられたとの国会の予算委員会での質問がありました。これは極端な例なのかかもしれませんが、新聞報道では強制執行が増えているとのことですが、差押えはけしからんという論戦を張っていました。流山市の国民健康保険をみると収入が40億円、療養費が80億円、総予算額130億円ということであれば、保険料は上げざるを得ない。だから未納をいかに下げるかということになります。ある程度強制的なことがあってもやむを得ないのではないかと、本当に払えない人は別途協議となると思いますが、基本的には私は止むなしという気がします。

（事務局）滞納処分には2種類ありまして、差押えと執行停止があります。差押えをする場合には財産をすべて調べます。結果、なにもない場合には、払えないということで執行停止の処分となります。執行停止になりますとその後、不能欠損となります。あつて払わない人と無くて払えない人をしっかりと見極めなければなりません。

（委員）払えるのに払わない、いわゆる悪質滞納者に対しては、やはり差押えを行っていかなければならないということでしょう。それは公平性を保つためには仕方がないということでしょう。

（議長）この2点が諮問になっているわけですが、3月の議会に向けて答申をしなければいけないということですね。他にご意見はありませんか。他にないようですので、これについて答申を行わなければなりません。私と副代表の方に一任いただけますでしょうか。

<異議なし>

(議長) 一任いただきましたので答申書を作成し、皆様に報告させていただきます。

(議長) 次に、平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算について説明します。昨年12月17日に当協議会でご説明申し上げた予算案で1月6日に市長査定を受けました。概ね了承を得ましたが、一部金額に変更がございましたので報告させていただきます。歳入では3ページ中段に療養給付費等交付金がありますが、その平成23年度予算額を768,276,000円に変更させていただきました。変更前は719,078,000円でしたので49,198,000円多くなり、歳入合計14,508,902,000円となりました。歳出では4ページ、退職被保険者等療養給付費718,539,000円に変更させていただき、36,563,000円の増となりました。退職被保険者等高額療養費108,960,000円に変更させていただき、12,635,000円の増となり、歳出合計14,508,902,000円となりました。理由といたしましては市長査定を受ける前に千葉県国保連合会から退職被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の請求がまいりまして、現状に合わせて49,198,000円を増額させていただきました。

(委員) 歳出が増えれば歳入も増えるというわけですね。

(議長) ここだけの変更というわけですね。特に審議が必要なわけではありませんね。まあ、実際の実績に基づいて予算を編成しているということですね。

(委員) それだけ退職者が多くなっているということですね。

(委員) 資料2ページ「被保険者動向」の合計世帯数が一般被保険者世帯数と退職被保険者世帯数を合わせても一致しません。また、1ペ

ージ「1. 国民健康保険（医療分）加入者の見込み」では平成21年度（実績）の一般被保険者と退職被保険者の割合が合計しても100パーセントになりません。

（委員）資料6ページ「療養諸費の状況」、一般分の高額療養費の平成22年度見込みが87億円となっておりますが一桁多いのではないのでしょうか。

（事務局）大変申し訳ございません。後で訂正させていただきます。

（委員）もう一つ、資料8ページ「平成21年度一般分及び退職者分療養給付費区分内訳」、6月から10月計の対前年度比が違っているではありませんか。

（事務局）7ページは20年度と21年度の療養給付費を比較しております。8ページは21年度と22年度の療養給付費を比較しております。

（議長）ずいぶん療養給付費は増えていますね。また、事務局の方で数値をもう一度よく見ていただいて訂正があれば訂正をお願いします。諮問につきましては、議論するところはないと思いますので、こちらで答申書を作成させていただき、皆さまのところへ送らせていただきます。こちらの議題につきましては、一応終わりとさせていただきます。次に、その他を議題といたします。事務局何かございませんか。

（事務局）資料の「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」をご覧ください。この一部負担金とは患者さんが病院の窓口で払う通常3割の自己負担額です。この一部負担金の減免等ができる場合は、震災、風水害、火災、失業等となっておりますが、この一部負担金を支払うのが困難だという方に市で減免等を行うための基準を要綱として平成23年度中に定めたいと考えております。従来までは規則で対応しており、詳細な基準を定めた要綱がありませんでしたので、申請があった時点で申請者の状況を調査し、判断しており、去年は2件ありました。要綱を定めなかった事由

として国の指針が明確になっていなかったことがあげられますが、この度、国のガイドラインが示されたため要綱を定めることといたしました。要綱では生活保護基準以下とさせていただく予定で考えております。東葛近隣市で先に要綱等を定めている市は船橋市です。また、平成23年4月1日から実施するのが市川市、松戸市であると聞いております。その他の市は検討中とのことです。流山市は平成23年度中に作成したいと考えており、要綱を作成した折には当国保運営協議会に諮らせていただきますのでよろしく申し上げます。

（議長）実際には運用はしているのだけれども、要綱を作成するということですね。

（委員）税金でも減免措置があるのだから国保にあってもおかしくはない。

（委員）前回、一部負担金の減免について先進地である新潟県村上市に視察に行かれると聞きましたが、結果はどうでしたか。

（事務局）村上市に12月22日に東葛近隣市の国保担当者とともに視察に行っていました。村上市は厚生労働省のパイロット事業ということで一部負担金の減免を導入したということでした。一部負担金の減免では国からは生活保護基準以下としていますが、村上市では生活保護基準以下ではなく、生活保護基準の120パーセントとなっております。120パーセントとなると該当する方が多いのではないかと思いましたが人口は6万8千人と少なく、減免制度はあるのだけれど利用される方は少なかったとのことでした。これが東葛区域のように人口が多い場合には、相当の数になるのではないかと考えられます。また審査に時間がかかり、申請件数が50件であれば100時間はかかるのではないかといわれました。村上市は生活保護基準の120パーセントとなっておりますが、車を持っていないと生活が出来ない地域なので、そういうことを考慮して120パーセントにしたということでした。流山市では国の基準に従い生活保護基準の100パーセント以下にしたいと考えております。

（議長）地域によって異なると思いますので当市においてはどのよ

うにということとは考えていかなければならないと思いますが、他にご意見等ございませんか。

（委員）国会討論を見ていましたら、後期高齢者医療制度を廃止する法案を今国会に提出すると言っていたのですが、何か通知等は来ているのですか。もうひとつ、高額療養費についてですが、本市でも伸びておりますが、高額レセプトについて、医科については42万点以上、歯科については20万点以上、は特別審査委員会に提出するとありました。流山市での事例について教えて下さい。また、特定の医療機関に偏っていると具合が悪いと思いますが実際はどうなのでしょう。

（事務局）後期高齢者制度につきましては、ご質問に関する国からの通知は来ておりません。内容的な問題といたしましては、75歳以上の方は国民健康保険や社会保険に戻すということは聞いております。75歳以上の方は県単位で、広域で取り扱う方向で動いているところですが、私たちも最新の動きにつきましては新聞報道等に頼っているところです。市から県に平成25年度に移行するのではないかといわれておりましたが、26年度になるのではないかとのことです。県に移行いたしましても、収納事務等は市町村で行わなければなりません。また、電算システムの変更が大変で時間がかかると思われます。次に、高額の42万点以上のレセプトは各医療機関から国保連合会に送っていただいております。それを国保連合会の方で特別審査委員会に回しておりますが、21年度の資料で42万点以上つまり420万円以上のレセプトは49件ほどありました。主に心臓の手術等で、ご質問の医療機関では循環器系専門の新東京病院が13件と多かったです。審査でレセプトの計算ミス等はありませんでした。以上です。

（議長）他に特にないようですので以上を持ちまして、平成22年度第4回流山市国民健康保険運営協議会を閉会します。

この会議録は真正であることを認め署名する。

流山市国民健康保険運営協議会会長